(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ九直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度六分三十三秒東経百三十度二十分九秒の点
イ　北緯三十三度五分五十一秒東経百三十度二十分八秒の点
ウ　北緯三十三度四分四秒東経百三十度十九分三十六秒の点
エ　北緯三十三度四分八秒東経百三十度十九分一秒の点
オ　北緯三十三度四分十四秒東経百三十度十九分三秒の点
カ　北緯三十三度四分十五秒東経百三十度十八分五十七秒の点
キ　北緯三十三度四分五十二秒東経百三十度十八分五十九秒の点
ク　北緯三十三度五分六秒東経百三十度十九分二秒の点
ケ　北緯三十三度六分三秒東経百三十度十九分二十秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神埼市千代田町
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百五号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度八分十一秒東経百三十度二十分五十九秒の点
イ　北緯三十三度八分八秒東経百三十度二十一分五秒の点
ウ　北緯三十三度八分四秒東経百三十度二十一分二秒の点
エ　北緯三十三度八分七秒東経百三十度二十分五十六秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　福岡県大川市大字津、同一木、同紅粉屋、同新田（字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。）
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百六号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度八分六秒東経百三十度二十一分十秒の点
イ　北緯三十三度八分一秒東経百三十度二十一分の点
ウ　北緯三十三度七分五十八秒東経百三十度二十一分四秒の点
エ　北緯三十三度八分一秒東経百三十度二十分の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百七号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ア、の各点を順次に結んだ七直線によって囲まれた区域。ただし、ク、ケ、コ、サ、クの各点、シ、ス、セ、ソ、シの各点及びタ、チ、ツ、キ、タの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。
ア　北緯三十三度七分三十八秒東経百三十度二十一分十秒の点
イ　北緯三十三度七分三十四秒東経百三十度二十一分二十九秒の点
ウ　北緯三十三度六分五十四秒東経百三十度二十一分二十六秒の点
エ　北緯三十三度六分十三秒東経百三十度二十一分十七秒の点
オ　北緯三十三度五分五十七秒東経百三十度二十分五十三秒の点
カ　北緯三十三度六分九秒東経百三十度二十分四十七秒の点
キ　北緯三十三度六分三十六秒東経百三十度二十分五十四秒の点
ク　北緯三十三度七分三十六秒東経百三十度二十一分十九秒の点
ケ　北緯三十三度七分三十六秒東経百三十度二十一分二十一秒の点
コ　北緯三十三度五分五十九秒東経百三十度二十分五十五秒の点
サ　北緯三十三度五分五十八秒東経百三十度二十分五十四秒の点
シ　北緯三十三度七分八秒東経百三十度二十一分二秒の点
ス　北緯三十三度七分四秒東経百三十度二十一分二十七秒の点
セ　北緯三十三度七分三秒東経百三十度二十一分二十七秒の点
ソ　北緯三十三度七分七秒東経百三十度二十一分二秒の点
タ　北緯三十三度六分三十八秒東経百三十度二十分五十四秒の点
チ　北緯三十三度六分三十三秒東経百三十度二十一分二十一秒の点
ツ　北緯三十三度六分三十二秒東経百三十度二十一分二十一秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百八号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで